

浄化槽設置工事契約に関する覚書

発注者(甲)		浄化槽工事業者(乙)	
工事場所	宇部市		
期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
設置浄化槽	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上・放流水のBODが20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するところの、別添の図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽。		
工事請負代金	円	支払方法	
浄化槽設備士	（浄化槽設備士免状の交付番号）		

第1条 上記発注者（以下「甲」という。）と浄化槽工事業者（以下「乙」という。）は、浄化槽設置工事契約に関する以下の事項について決定したので、ここに覚書を作成する。

第2条 甲と、乙は、宇部市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて、甲が行う浄化槽の設置工事（上記内容のとおり）に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第3条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び宇部市が定める浄化槽施工基準に従って工事を行わなければならない。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い、浄化槽設備士に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 乙は、この契約と添付図面及び仕様書に基づき、期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き替えにその請負代金を支払う。

第6条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、書面による相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

第7条 甲及び乙は、やむを得ない事由がある場合には、相手方に遅滞なくその事由を明示して、工事内容を変更し、又は工期を延長し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合、変更を要する請負代金や工期等は、甲乙協議のうえ定める。
2 本条による変更・延期又は中止による損害は、その責に帰する甲又は乙が負担する。

第8条 工事の完成引渡しまでに、工事目的物その他の工事施工について生じた損害、又は工事による第三者への損害については、乙が負担する。ただし、甲の責に帰すべきものについては、甲が負担する。

第9条 乙は、宇部市が定める『宇部市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱施行細則』に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

- 第 10 条 甲は、工事が本契約の規定又は第 3 条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。
- 2 甲は、浄化槽法第 7 条及び 11 条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。
- 3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第 11 条 瑕疵の修補又は、損害賠償請求権の行使は、引渡し後 5 年以内に行わなければならない。

- 第 12 条 次の各号の一つに該当するときは、甲又は乙は催告その他の手続を要せずに、この契約を解除することができる。
- (1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続が受理されず、又は認められないとき。
- (2) 工事用地に、施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。
- (3) 第 7 条に基づく、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が、相手方の承諾なしに、10 日以上継続したとき。
- (4) 甲が請負代金の支払能力を欠いていることが明らかになったとき。
- (5) 甲又は乙の契約違反により、この契約を履行できなくなったとき。
- 2 前項により契約が解除された場合、その原因が甲の責に帰すべきものについては乙が、乙の責に帰すべきものについては甲が、相手方に損害賠償を請求できるものとする。

- 第 13 条 乙の責に帰すべき事由により、定められた工期に基づく引渡期日までに工事の目的物を引き渡すことができない場合、甲は遅滞日数 1 日につき請負代金総額の 1 分の 1 の違約金を請求することができる。
- 2 甲が、本契約に基づいて乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は、支払期日の翌日から支払完了の日まで、日歩 〇.〇〇 の割合による遅滞損害金を乙に支払うものとする。

第 14 条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上、確認の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

甲（注文者） 住所
氏名 印

乙（請負者） 住所
氏名 印

（浄化槽工事業者登録番号又は届出番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）